

議案第48号

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，他の地方公共団体の特別職職員との均衡等を考慮し，行政委員会  
の委員等の報酬の額を改める等の必要があるによる。

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年福  
岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

月額	300,000円
月額	255,000円
月額	215,000円
日額	11,000円
月額	137,000円
月額	116,000円
日額	11,000円
月額	350,000円
月額	300,000円
月額	350,000円
月額	90,000円

を

月額	250,000円
月額	205,000円
月額	157,000円
日額	11,000円
月額	90,000円
月額	70,000円
日額	11,000円
月額	292,000円
月額	250,000円
月額	292,000円
月額	75,000円

に,

固定資産評価審査委員会			
委員	長	日額	13,000円
委員	員	日額	11,000円
固定資産評価員		月額	214,000円
社会教育委員		日額	11,000円
附属機関			
会長又は委員	長	日額	13,000円
委員	員	日額	11,000円

を

固定資産評価審査委員会 委員長 委員	日額 15,000円 日額 13,000円
附属機関 会長又は委員 委員長	日額 13,000円 日額 11,000円 ただし、特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う場合であつて、その報酬の額が上記の額により難しいときは、日額29,000円以内で任命権者が市長の承認を得て定める額

に改める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。